

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（国土交通省）

制 度 名	都市機能集約地区（仮称）への特定事業用資産の買換えに係る特例措置の創設				
税 目	所得税				
要 望 の 内 容	<p>都市機能集約地区（仮称）（以下「集約地区」）の区域外から集約地区の区域内へ、市町村が特に必要と定めた都市機能改善施設を買い換えた場合の特例措置を創設する。</p> <p>従前資産に係る譲渡所得 80%課税繰延</p> <p style="text-align: right;">（租税特別措置法第37条）</p> <table border="1" data-bbox="1002 757 1473 857"> <tr> <td data-bbox="1002 757 1203 857">減収見込額 （平年度）</td> <td data-bbox="1203 757 1473 857">3 百万円 （－）</td> </tr> </table>			減収見込額 （平年度）	3 百万円 （－）
減収見込額 （平年度）	3 百万円 （－）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>（1）政策目的</p> <p>保育所、病院、図書館等を人々が集まる地域（市町村が指定）において立地しやすくすることを通じて、暮らしやすいまちの実現と、市街地の活性化を図る。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>低炭素型社会の構築を進めるとともに、人口減少・超高齢社会に対応するためには、都市機能改善施設（教育文化施設、医療施設、社会福祉施設、商業施設、業務施設その他都市の居住者等の共同の福祉又は利便の増進のために必要な施設）を住民にとって身近な範囲に適切に配置することを通じて、効率的かつ住民が当該地域において安心して暮らせるようなまちづくりを進めていくことが必要である。</p> <p>しかしその一方、これら都市機能改善施設を郊外から住民にとって身近な市街地へと移転するための制度は、現在手薄となっている。</p> <p>そこで、国が都市機能の集約に関する一定の方針を定めた上、当該方針に基づいて市町村がその選択に応じて都市機能を集約すべき地区として定めた地区へ、一定の都市機能を集約しようとした場合の支援措置を創設することによって、全国における集約型都市構造の実現を推進していくことが必要である。</p>				

		<p>(3) 要望の措置の妥当性</p> <p>①租税特別措置等の背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか</p> <p>低炭素型社会の構築を進めるとともに、人口減少・超高齢化に対応するためには、都市機能改善施設を人々が集まる地域に立地させることを通じて効率的なまちづくりを進めることが有効であるところ、本税制を創設し、都市機能改善施設を郊外から人々が集まる地域へと立地誘導することが合理的である。</p> <p>②租税特別措置等の政策実現に向けた手段としての「有効性」が認められるか</p> <p>都市機能改善施設を移転させる際には、従前の土地又は施設を他の者に譲渡することが想定されるところ、その際に生じる譲渡所得についての課税繰延措置を講じ、都市機能改善施設を整備する者の税負担を軽減させることは、都市機能改善施設の当該区域内への移転を促進する上で有効である。</p> <p>③租税特別措置等に補助金等の政策手段と比して「相当性」が認められるか</p> <p>都市機能改善施設の移転について個別に捕捉してその移転費用を予算上補助していくことは困難であり、行政の効率性の観点から、税制上の特例措置によることが相当である。</p>
今回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	<p>政策目標：都市再生・地域再生等の推進          施策目標：都市再生・地域再生を推進する          業績指標：中心市街地人口比率の減少率          前年度比0.5%減          (初期値は、平成16年度前年度比1.1%)</p>
	政策の達成目標	<p>都市機能改善施設の整備・集約化による暮らしやすいまちづくりの実現。</p> <p>→中心市街地人口比率の減少率          平成23年度において、前年度比0.5%減          (初期値は、平成16年度前年度比1.1%)</p>
	租税特別措置の適用又は延長期間	5年間(当面、平成23年12月31日までの2年間)
	同上の期間中の達成目標	<p>都市機能改善施設の整備・集約化による暮らしやすいまちづくりの実現。</p> <p>→中心市街地人口比率の減少率          前年度比0.5%減          (初期値は、平成16年度前年度比1.1%)</p>
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	法人税、登録免許税、不動産取得税を要望
予算上の措置等の要求内容及び金額	暮らし・にぎわい再生事業による支援等	

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算措置と税制措置を一体的に講じることにより、都市機能改善施設の整備・集約化による暮らしやすいまちづくりの実現を図る。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	政策の達成状況	—
	租税特別措置の適用実績	—
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	なし	